

伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領 新旧対照表

改正後					改正前				
第1条～第6条 省略					第1条～第6条 省略				
附 則 この要領は、令和3年10月5日から施行する。									
別表					別表				
1 発電所に係る異常の発表及び経過の通報連絡の場合					1 発電所に係る異常の発表及び経過の通報連絡の場合				
種類	区分	内 容	公 表 時 期		種類	区分	内 容	公 表 時 期	
			報道機関	県ホームページ 閲 覧				報道機関	県ホームページ 閲 覧
主に設備に係るもの	A	(1) 協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度5弱以上又は発電所で20ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音を発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏えいしたとき。 (周辺環境に影響を与えないものを除く。) (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表	直ちに掲載	A	(1) 協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度5弱以上又は発電所で20ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音を発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏えいしたとき。 (周辺環境に影響を与えないものを除く。) (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表	直ちに掲載	
	B	(1) 管理区域内における設備の異常が発生したとき (2) 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化があったとき (3) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4) その他重要と認められる事態が発生したとき	通報連絡後 48時間以内 に公表	通報連絡後 48時間以内 に掲載	B	(1) 管理区域内における設備の異常が発生したとき (2) 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化があったとき (3) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4) その他重要と認められる事態が発生したとき	通報連絡後 48時間以内 に公表	通報連絡後 48時間以内 に掲載	

	C	A及びB以外の事項	毎月10日に前月分を公表(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)	毎月10日に前月分を掲載(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)		C	A及びB以外の事項	毎月10日に前月分を公表(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)	毎月10日に前月分を掲載(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)
核物質防護に係るもの	PP	核物質防護に影響がある事態が発生し、その事態の脆弱性が解消されたとき	公表可能な段階で速やかに	掲載可能な段階で速やかに	核物質防護に係るもの	PP	核物質防護に影響がある事態が発生し、その事態の脆弱性が解消されたとき	公表可能な段階で速やかに	掲載可能な段階で速やかに
<p>※特定重大事故等対処施設に係る異常事態については、A、B、PP区分はその異常事態の脆弱性が解消されたときに速やかに公表し、C区分はその異常事態の脆弱性が解消されたときを通報連絡があったときとみなし、この表の公表時期に従うものとする。ただし、次のような内容については、その旨直ちに公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定重大事故等対処施設の故障により原子炉を停止した場合</li> <li>・特定重大事故等対処施設に係る火災、人身事故発生時に消防車、救急車が伊方発電所に入構する場合等</li> </ul>									
<p>2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合</p> <p>毎月10日(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日)に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。</p> <p>ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、公表時期を変更するものとする。</p>					<p>2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合</p> <p>毎月10日(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日)に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。</p> <p>ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、公表時期を変更するものとする。</p>				